

第五章 税関当局及び貿易円滑化

第五・一条 税関手続及び貿易円滑化

各締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある態様で自国の税関手続を適用することを確保する。

第五・二条 税関協力

1 各締約国は、この協定の効果的な運用を円滑にするため、次のことを行う。

(a) 締約国間で取引される物品に影響を及ぼす重要な税関に関する問題について他の締約国との協力を促進すること。

(b) 重要な行政上の変更、法令の修正又は輸入若しくは輸出を規律する自国の法令に関する類似の措置であつて、この協定の運用に実質的に影響を及ぼす可能性があるものについて、各締約国に対し事前に通報するよう努めること。

2 各締約国は、次に掲げる事項に関連する各締約国の法令の遵守を達成するため、自国の法令に従い、他の締約国と情報の共有及び適当な場合には他の活動を通じて協力する。

- (a) 輸入又は輸出を規律するこの協定の規定の実施及び運用（関税上の特惠待遇の要求、関税上の特惠待遇を要求するための手続及び確認手続を含む。）
 - (b) 関税評価協定の実施、適用及び運用
 - (c) 輸入又は輸出に関する制限又は禁止
 - (d) 関税に係る法令の違反（関税ほ脱及び密輸を含む。）の調査及び防止
 - (e) 締約国が決定するその他の税関に係る事項
- 3 締約国は、輸入を規律する自国の法令に関する不法な活動についての合理的な疑いがある場合には、他の締約国に対し、物品の輸入に関連して通常収集される具体的な秘密の情報を提供することを要請することができるとができる。
- 4 締約国が3の規定に基づく要請を行う場合には、当該要請は、次の条件を満たすものとする。
- (a) 書面によって行われること。
 - (b) 情報を必要とする目的を特定すること。
 - (c) 他の締約国が要請された情報の所在を特定し、当該情報を提供するために十分な程度に詳細に当該情

報を特定すること。

5 3の規定に基づいて情報提供の要請を受けた締約国は、自国の法令及び自国が締結している関連する国際協定に従い、要請された情報を含む回答を書面によって行う。

6 3の規定の適用上、「不法な活動についての合理的な疑い」とは、公私の情報源から得た関連する事実関係の情報であつて、次に掲げる事項の一又は二以上を含むものに基づく疑いをいう。

(a) 輸入者又は輸出者による輸入を規律する法令に対する違反の履歴

(b) 製造者、生産者その他一の締約国の領域から他の締約国の領域への物品の移動に関与した者による輸入を規律する法令に対する違反の履歴

(c) 一の締約国の領域から他の締約国の領域への特定の製品の部門における物品の移動に関与した者の一部又は全部による輸入を規律する法令に対する違反の履歴

(d) 情報提供を要請する締約国及び情報提供の要請を受けた締約国が個別の要請の文脈において十分なものであると合意するその他の情報

7 各締約国は、他の締約国からの輸入又は当該他の締約国への輸出が当該他の締約国の輸入を規律する法

令（特に、密輸及び類似の違反行為を含む不法な活動に関するもの）を遵守しているかどうかに関する当該他の締約国の決定を支援することとなるその他の情報を当該他の締約国に提供しよう努める。

8 要請を受けた締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、要請を行った締約国に対し、次の目的のための技術的な助言及び支援を行うよう努める。

(a) 改善された最良の慣行及び危険度に応じた管理手法に関する技術の開発及び実施

(b) 国際的なサプライチェーンの基準の実施の円滑化

(c) 適時の、かつ、効率的な物品の通関のための手続の簡素化及び強化

(d) 税関職員の技術の開発

(e) 要請を行った締約国の輸入を規律する法令の遵守の改善をもたらすことができる技術の使用の促進

9 締約国は、迅速かつ確実な情報の交換を円滑にし、及び輸入に関する問題の調整を改善するため、税関協力のための連絡経路の設置（連絡部局を設置することを含む。）又は維持に努める。

第五・三条 事前教示

1 各締約国は、一の締約国の物品の自国の領域への輸入に先立ち、自国の領域内の輸入者又は他の締約国

の領域内の輸出者若しくは生産者（注1）の書面による要請がある場合には、次に掲げる事項に関する書面による事前の教示を行う（注2）。

注1 輸入者、輸出者又は生産者は、正当に委任を受けた代理人を通じて、事前の教示の要請を提出することができる。

注2 締約国は、事前の教示の要請の対象となる種類の措置を維持していない場合には、当該事前の教示を行うことを要求されない。

(a) 関税分類

(b) 特定の事案のために関税評価の基準を関税評価協定に従い適用すること。

(c) 第三章（原産地規則及び原産地手続）の規定に基づく原産品であるかどうか。

(d) 締約国が決定するその他の事項

2 各締約国は、可能な限り迅速に及びいかなる場合にも要請を受領した後百五十日以内に、事前の教示を行う。ただし、当該要請を行った者が、当該要請を受けた締約国が事前の教示を行うために要求する全ての情報を提出した場合に限る。当該情報には、当該要請を受けた締約国が要求する場合には、当該要請を行った者が事前の教示を求めている対象となる物品の見本を含む。当該要請を受けた締約国は、事前の教

示を行うに当たり、当該要請を行った者が提供した事実及び状況を考慮する。締約国は、事前の教示の基礎を成す事実及び状況が行政上又は司法上の審査の対象となっている場合には、当該事前の教示を行うことを拒否することができる。事前の教示を行うことを拒否する締約国は、要請を行った者に対し、関連する事実及び状況並びに当該締約国が当該事前の教示を行うことを拒否することを決定した根拠についてこれを記載した書面により速やかに通知する。

3 各締約国は、自国が行う事前の教示については、当該事前の教示が行われた日又は当該事前の教示において明記する他の日に効力を生じ、少なくとも三年間効力を有することを定める。ただし、当該事前の教示の根拠となる法令、事実及び状況に変更が生じていない場合に限る。締約国は、当該締約国の法令において事前の教示が一定の期間の後に効力を失うことを定めている場合において、事前の教示の根拠となつた法令、事実及び状況に変更が生じていないときは、当該事前の教示が効力を失う前に当該事前の教示を迅速に更新することを要請を行った者に認める手続を定めるよう努める。

4 締約国は、事前の教示を行った後、当該事前の教示の根拠となつた法令、事実若しくは状況に変更があつた場合、当該事前の教示が不正確な若しくは虚偽の情報に基づいていた場合又は当該事前の教示が

誤っていた場合には、当該事前の教示を修正し、又は撤回することができる。

5 締約国は、事前の教示の修正又は撤回及びその理由を通知した後に、4の規定に基づく修正又は撤回を適用することができる。

6 いずれの締約国も、事前の教示が要請を行った者から提供された不正確な又は虚偽の情報に基づいていた場合を除くほか、当該要請を行った者にとって不利に遡及して撤回又は修正を適用してはならない。

7 各締約国は、要請を行った者が事前の教示について行政上の審査を受けることができることを確保する。

8 各締約国は、自国の法令に定める秘密の取扱いに係る要件に従うことを条件として、事前の教示をオンラインによることを含め公に入手可能なものとするよう努める。

第五・四条 助言又は情報の要請に対する回答

締約国は、自国の領域内の輸入者又は他の締約国の領域内の輸出者若しくは生産者からの要請に基づき、当該要請に含まれる事実に関連する助言又は情報であって、次に掲げる事項に関するものを迅速に提供する。

(a) 関税割当て等の割当てを得るための要件

(b) 関税の払戻し若しくは納期限の延長又は関税を削減し、還付し、若しくは免除する他の種類の救済の適用

(c) 第二・六条（修理及び変更の後に再輸入される産品）の規定に基づく産品のための資格要件

(d) 原産国の表示が輸入のための前提である場合には、当該表示

(e) 締約国が決定するその他の事項

第五・五条 審査及び上訴

1 各締約国は、税関に係る事項について決定（注1）を受けた者が次に掲げる審査を利用することができることを確保する（注2）。

注1 この条の規定の適用上、「決定」とは、ペルーが行った場合には、行政上の行為をいう。

注2 ブルネイ・ダルサラーム国は、当該決定の公平な審査を行うための独立の機関を設立し、又は維持することにより、この1に規定する義務を遵守することができる。

(a) 当該決定を行った職員又は官署から独立して行われる（注）当該決定に係る行政上の審査

注 行政上の審査の段階には、税関当局を監督する当局を含めることができる。

(b) 当該決定に係る司法上の審査

- 2 各締約国は、1の規定に基づき審査を行う当局がその決定及び当該決定の理由を書面により関係者に通知することを確保する。締約国は、審査における決定の理由を提供する条件として、関係者による要請を求めることができる。

第五・六条 自動化

1 各締約国は、次のことを行う。

- (a) 物品の引取りのための手続に関する国際的な基準を使用するよう努めること。
- (b) 税関の利用者が電子的なシステムを利用することができるようにすること。
- (c) 危険度の分析及び特定のための電子的な又は自動化されたシステムを利用すること。
- (d) 世界税関機構データ・モデルに従い、輸入及び輸出のデータに関する共通の基準及び要素を実施するよう努めること。

(e) 適当な場合には、世界税関機構の基準並びに世界税関機構又はAPECが作成する勧告、モデル及び

方法を考慮すること。

(f) 世界税関機構データ・モデル及び関連する世界税関機構の勧告から得た一連の共通のデータの要素並びに貿易の流れを分析するための政府間のデータの電子的な共有を円滑にするための指針の作成に向けて努力すること。

2 各締約国は、輸入者及び輸出者が単一の入口において輸入及び輸出に関する標準的な手続を電子的に完了することを認める便宜を提供するよう努める。

第五・七条 急送貨物

1 各締約国は、適切な税関による管理及び選定を維持しつつ、急送貨物のための迅速な税関手続を採用し、又は維持する。当該迅速な税関手続は、

(a) 急送貨物の引取りの許可のために必要な情報が当該急送貨物が到着する前に提出され、及び処理されることについて定める。

(b) 急送貨物に含まれる全ての物品についての情報（積荷目録等）を一括して、可能な場合には電子的な手段により提出することを認める（注）。

注 引取りの許可の条件として、追加の文書を要求することができる。

- (c) 最小限の書類による特定の物品の引取りを許可することについて可能な限り定める。
- (d) 通常の場合において、急送貨物が到着していることを条件として、必要な税関書類の提出の後六時間以内に当該急送貨物の引取りの許可を行うことについて定める。

- (e) 締約国が物品の引取りの許可の条件として当該物品の重量又は価額に基づく正規の輸入手続（申告書及びその裏付けとなる書類の提出並びに関税の納付を含む。）を要求することができることを認めつつ、あらゆる重量又は価額の貨物について適用する。

- (f) 通常の場合において、自国の法令で定める額と等しい価額又はこれを下回る価額の急送貨物に関し、いかなる関税も課されないことを定める（注）。各締約国は、当該額について、関連すると認める要素、例えば、インフレーション率、貿易円滑化に及ぼす影響、危険度に応じた管理手法に及ぼす影響、税の徴収に係る行政上の経費と税額との比較、国境を越える貿易取引の費用、中小企業に及ぼす影響その他の関税の徴収に係る要素を考慮して、定期的に検討する。

注 締約国は、この条の規定にかかわらず、制限され、又は規制された物品、例えば、輸入許可又はこれに類する手続の対象と

なる物品については、関税を課し、又は正式の輸入書類を要求することができる。

- 2 締約国は、全ての貨物に対して1(a)から(f)までに規定する待遇を与えない場合には、急送貨物のための待遇について定める別個の（注）迅速な税関手続を定める。

注 「別個の」とは、特定の設備又は経路によることを意味しない。

第五・八条 罰則

- 1 各締約国は、締約国の税関当局が自国の関税法令又は税関手続上の要件（関税分類、関税評価、原産国及びこの協定に基づく特惠待遇の要求に関するものを含む。）の違反に対する罰を科することを認める措置を採用し、又は維持する。

- 2 各締約国は、関税法令又は税関手続上の要件の違反について自国の税関当局が科する罰が、当該違反について法的に責任を有する者に対してのみ科されることを確保する。

- 3 各締約国は、自国の税関当局が科する罰が、事案に関する事実及び状況（注）によるものであり、並びに違反の程度及び重大性に応じたものであることを確保する。

注 事実及び状況は、各締約国の法令に従い、客観的に証明される。

4 各締約国は、罰及び税を評価し、及び徴収する際に生ずる利益相反を回避するための措置を維持することを確保する。政府の職員の報酬のいかなる部分も、評価され、又は徴収される罰又は税の一定の部分又は割合によるものとして算定してはならない。

5 各締約国は、関税法令又は税関手続上の要件の違反について自国の税関当局が罰を科する場合には、当該罰が科される者に対し、当該違反の性質及び当該罰の額を決定するために用いられる法令又は手続を特定する説明を書面により提供することを確保する。

6 関税法令又は税関手続上の要件の違反の状況にある者が締約国の税関当局による当該違反の発見前に当該税関当局に対して当該状況を自発的に明らかにする場合において、適当なときは、当該締約国の税関当局は、その者に対する罰を確定する際に、当該罰を軽減する要素としてこの事実を考慮する。

7 各締約国は、自国の税関当局が関税法令又は税関手続上の要件の違反に係る罰を科する手続（注）を開始することができる一定の、かつ、限定された期間を自国の法令若しくは手続において定め、又は他の方法により実施する。

注 「手続」とは、税関当局による行政上の措置をいい、当該手続には、司法上の手続を含まない。

8 7の規定にかかわらず、税関当局は、7に規定する一定の、かつ、限定された期間外において、司法裁判上又は行政裁判上の手続に代わるものである場合に限り、罰を科することができる。

第五・九条 危険度に応じた管理手法

1 各締約国は、自国の税関当局が危険度の高い物品の検査活動に集中することができるようにし、並びに危険度の低い物品の通関及び移動を簡素化する、評価及び特定のための危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持する。

2 各締約国は、貿易を円滑にするため、適当な場合には、1に定める危険度に応じた管理手法の制度を定期的に見直し、及び更新する。

第五・十条 物品の引取り

1 各締約国は、締約国間の貿易を円滑にするため、効率的な物品の引取りのための簡素化された税関手続を採用し、又は維持する。この1の規定は、締約国に対し、自国が課する引取りのための要件が満たされていない場合において物品の引取りを許可することを要求するものではない。

2 各締約国は、1の規定に従い、次のことを含む手続を採用し、又は維持する。

- (a) 自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間内（可能な限り物品の到着後四十八時間以内）に物品の引取りを許可することについて定めること。
 - (b) 物品の到着時に税関による管理からの物品の引取りを迅速に行うため、当該物品の到着の前に税関の情報を電子的に提出し、及び処理することについて定めること。
 - (c) 倉庫その他の施設に一時的に移動することなく、物品を到着地で引き取ることを認めること。
 - (d) 輸入締約国の税関当局による関税、租税及び手数料に係る最終的な決定が物品の到着の前又は到着の時速やかに行われない場合において、当該決定が行われる前に輸入者に対して物品の引取りの許可を得ることを認めること。ただし、物品が引取りのための他の要件を満たしており、かつ、輸入締約国が要求する保証が提供され、又は締約国から求められているときは不服申立中の支払が行われている場合に限る。不服申立中の支払とは、関税、租税及び手数料の金額について争いがあり、かつ、その争いを解決するための手続が利用可能である場合における関税、租税及び手数料の支払をいう。
- 3 締約国は、保証を条件に物品の引取りを認める場合には、次のことを含む手続を採用し、又は維持する。

- (a) 保証の金額が、物品の輸入から生ずる義務が履行されることを確保するために必要な額を超えないことを確保すること。
- (b) 物品の輸入から生ずる義務が履行されたことを自国の税関当局が認めた後できる限り速やかに、当該保証が解除されることを確保すること。
- (c) 輸入者が現金以外の金融商品（輸入者が頻繁に物品を輸入する適当な場合には、複数の輸入を対象とする金融商品を含む。）を用いて保証を提供することを認めること。

第五・十一条 公表

- 1 各締約国は、自国の関税法令並びに一般的な行政上の手続及び指針を、可能な限り英語により、オンラインによることを含め公に入手可能なものとする。
- 2 各締約国は、税関に係る事項に関する利害関係者からの照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、又は維持するとともに、当該照会を行うための手続に関する情報をオンラインで公に入手可能なものとする。
- 3 各締約国は、可能な範囲内で、税関に係る事項を規律する一般に適用される規則であって、自国が採用

しようとするものを事前に公表するとともに、利害関係者に対し、当該規則を採用する前に意見を表明する機会を与える。

第五・十二条 秘密の取扱い

1 締約国が、この章の規定に従って他の締約国に情報を提供する場合において、当該情報を秘密であると指定するときは、当該他の締約国は、当該情報を秘密のものとして取り扱う。当該情報を提供する締約国は、当該他の締約国に対し、当該情報を秘密のものとして保持すること、当該他の締約国が情報の要請において明示した目的のためにのみ当該情報を使用すること及び当該情報を提供した締約国又は当該情報を提供した締約国に当該情報を提供した者の明示的な同意を得ないで当該情報を開示しないことについて、書面による保証を与えるよう要求することができる。

2 締約国は、他の締約国が1の規定に従って行動しなかった場合には、当該他の締約国が要請した情報の提供を拒否することができる。

3 各締約国は、自国の関税法令の運用に従って提出された秘密の情報（その開示が当該情報を提供する者の競争的地位を害するおそれのある情報を含む。）について認められていない開示から保護するための手

続を採用し、又は維持する。